

茅ヶ崎市庭球場の利用登録及び使用方法について

1. 利用される方へ

庭球場をご利用いただくにはあらかじめ利用登録が必要です。

利用登録の区分

■登録の区分は次の通りです。

登録区分	抽選予約	随時予約	備 考
市内テニス (市内在住・在勤・在学の方)	○ (申し込みめます)	○ (申し込みめます)	
市外テニス (市内在住・在勤・在学以外の方)	× (申し込みめせん)	○ (申し込みめます)	施設の利用料金が50% 割増となります。

利用登録に必要な持ち物

- 登録者の名前及び住所が確認できるもの(例:運転免許証、住基カード、パスポート、健康保険者証など)
- 市内在勤・在学の方は、本人確認書類に加え、それを証明できるもの(例:社員証、名刺、健康保険者証、学生証など)

利用登録の受付場所

※受付時間は午前8時30分(プールは午前9時30分)から午後5時00分(体育館・プールは午後8時00分、柳島しおさい公園の10月～2月は午後4時30分まで)

- 茅ヶ崎市総合体育館
- 茅ヶ崎市体育館
- 茅ヶ崎公園
- 芹沢スポーツ広場
- 堤スポーツ広場
- 柳島しおさい公園
- 屋内温水プール(※平成28年3月31日まで受付可)

登録の注意事項

- 各受付窓口にある茅ヶ崎市庭球場利用登録申込書に必要事項を記入してください。
- 登録者の方は、15歳以上(中学生は不可)に限ります。
- 登録申込は必ずご本人が窓口に来てください。(代理人や委任状は不可)
- 登録者の氏名や住所等に変更があった場合は、速やかに変更申請をしてください。住所の変更にあたっては、登録者の住所が確認できるもの(運転免許証等)をお持ちください。
- 登録の有効期限は、登録日から3年間です。(期限近くになりましたら通知でお知らせいたします。)
- 更新の際は利用登録書と身分を確認できるものをお持ちください。また、不要になった場合は、返却してください。

2. 予約方法

登録時に発行した利用登録書に記載されている登録番号をもとに、公共端末・インターネット・携帯電話から施設予約システムで予約してください。

※公共端末、インターネット、携帯電話からお申込みいただいた時点では予約は確定していません。(仮予約)施設利用料を支払った時点で予約確定(本予約)となります。

施設予約システムのアドレス(利用時間は午前9時から午後11時まで)

- インターネット <http://yoyaku.city.chigasaki.kanagawa.jp/>
- 携帯電話 <http://kyoyaku.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

予約の区分

	抽選予約	随時予約
予約期間	■2ヶ月先の月分を1日から15日まで (例:10月分の抽選申込は8月1日～15日)	■使用日前月1日から使用時間区分前まで
支払期間	■使用日を含めて6日前まで	■使用日を含めて6日前まで
注意事項	■抽選申込は1月あたり4件までの申し込みとなります。 ■申し込んだ月の25日午前9時から当落を確認できます。当落の確認は、公共端末、インターネット、携帯電話から予約システムにて確認できます。 ■支払期日までに支払いがない予約は、自動取り消しとなります。	■使用日を含めて6日前の日に随時予約した場合の支払い期日は予約した日の翌日となります。 ■支払日を含めて5日前から随時予約した場合の支払期日は、利用日当日使用時間前までとなります。 ■支払期日までに支払いがない予約は、自動取り消しとなります。

予約の取り消し

- 使用日を含めて6日前までの取り消しの場合は、公共端末・インターネット・携帯電話の施設予約システムにて取り消してください。窓口では取り消しできません。
- 使用日を含めて5日前に随時予約された分の取り消しについては、必ず各受付窓口へご連絡ください。（この場合は電話連絡でも可）
- 支払期日までに支払いがない予約は、自動取り消しとなります。
※自動取り消しになると、以後の抽選予約の当選確率が下がりますのでご注意ください。
※また、自動取り消しの回数が著しく多い場合は、施設利用ができなくなる場合があります。

3. 支払・還付・使用方法

利用料金の支払方法

- 予約した施設利用料金は、支払期間内に（相模川河畔スポーツ公園を除く）各体育施設受付窓口（柳島しおさい公園は平成28年2月から、屋内温水プールは平成28年3月31日まで）でお支払ください。
- お支払いの際は、必ず利用登録書をお持ちください。
- 利用料金お支払時に発行された使用決定書は、使用日当日必ず持参し、使用する各施設の窓口に提示してください。
- 受付時間は、午前8時30分（屋内温水プールは午前9時30分）から午後5時00分（体育館・屋内温水プールは午後8時00分、柳島しおさい公園の10月～2月は午後4時30分）までです。

利用料金の還付条件（還付は以下の場合に限る）

- 雨天等により施設が使用できなかった場合（100%の還付）
※雨天等の場合は必ず情報サービス電話にて確認をお願いします。（自己の都合で使用しなかった場合の還付はできません）
※使用中に雨天等で使用できなくなった場合は、事務所にて使用決定書に印をもらってください。（ただし、使用時間が1時間を過ぎましたら還付できません。）
※還付申請の受付は還付対象となった利用日から5年間です。
- 既に利用料金を支払った予約について、使用日を含めて6日前までに申請があった場合（80%の還付）
※この期日を過ぎた取り消しについては、還付はできません。（取り消しはできます）

還付申請に必要なもの

- 使用者（登録者）の方の印鑑
- 還付の対象となる使用決定書

※休場日は毎月第2月曜日（祝祭日の場合は翌日火曜日）、年末年始の12月28日～1月4日

茅ヶ崎市庭球場は、指定管理者である公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団が管理・運営を行っています。

- 連絡先：公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団 スポーツ事業課
- 電話番号：0467（82）7175